

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和5年4月11日

国土交通省 自動車局貨物課長 殿

照会者名

[REDACTED]  
[REDACTED]

[REDACTED]

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上、公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては）が公表されることに同意し、照会者名・照会者住所、および5の連絡先すべてが公表されることには同意致しません。

## 記

### 1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法第2条第2項所定の「一般貨物自動車運送事業」に該当し、同法第2条所定の国土交通大臣の許可を受ける必要があるか。

### 2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

飲料メーカーの資産（またはリース）の自動販売機を ①飲料メーカーの指定する場所へ設置・据付、または指定する場所から引揚をする ②すぐに使用できる状態に設定する ③新しい自販機と入替で既存の自販機を引揚し、弊社内まで持ち帰り、保管

飲料メーカーから支払われる費用は「設置」「引揚」「交換」と作業費用となります。「配送+設置（作業費）」ではないかと飲料メーカーに問い合わせましたが、あくまでも「作業費用」とのことです。

### 3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

【見解】飲料メーカーから依頼される内容は、設置等の作業に係るサービス業ととらえられているため、貨物自動車運送事業法第2条第2項所定の「一般貨物自動車運送事業」に該当せず、同法第3条所定の国土交通大臣の許可を要しない。

【根拠】飲料メーカーからの依頼により自販機を指定場所へ配送するが、これは設置等をするための付帯する不可分な行為である。飲料メーカーから支払われる費用は、設置費・撤去費等となっており、いわゆる運賃は受領できない。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）  
延期を希望しない。

5. 連絡先

照会者 ██████████  
██████ ████████  
████████████████  
████████████████  
████████████████